

総合研究大学院大学「人を対象とする研究」倫理審査委員会 委員名簿

R5.4.1現在

氏名	所属・職名	委員	任期 ※旧委員会委員の期間を含む	備考
颯田 葉子	統合進化科学研究センター・教授	第1号委員	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	委員長
大田 竜也	統合進化科学研究センター・准教授	第1号委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	
田辺 秀之	統合進化科学研究センター・准教授	第1号委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	
本郷 一美	統合進化科学研究センター・准教授	第2号委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	副委員長
飯田香穂里	統合進化科学研究センター・准教授	第2号委員	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	
蔦谷 匠	統合進化科学研究センター・助教	第2号委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	
田嶋 敦	金沢大学医薬保健研究域医学系・教授	第3号委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	
勝島 次郎	生命倫理政策研究会・共同代表	第4号委員	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	
洪 賢秀	明治学院大学社会学部附属研究所 研究員 東京大学 医科学研究所生命倫理研究分野 特任研究員	第4号委員	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	
森 裕美子	理科ハウス・館長	第5号委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	
矢嶋 信幸	教育自然学研究会	第5号委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	

※総合研究大学院大学「人を対象とする研究」倫理審査委員会規程（抜粋）

（組織）

第4条 委員会は、学長が指名又は委嘱する次の各号に掲げる委員をもって組織し、本学に所属しない者（以下「学外委員」という。）2人以上並びに男性及び女性各2人以上・・・。

なお、第3号から第5号までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- 一 自然科学分野の先導科学研究科の教員 2人以上
- 二 人文・社会科学分野の先導科学研究科の教員 2人以上
- 三 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 1人以上
- 四 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 1人以上
- 五 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 1人以上
- 六 その他学長が必要と認めたる者 若干人

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、・・・。

（委員会の運営）

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって決定する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置くことができる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 (略)。

(議事)

第6条 委員会は、第4条第1項第3号から第5号に掲げる各1名以上の委員が出席し、かつ学外者2名以上及び男女両性を含む5名以上の出席しなければ議事を開き、議決することができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、全会一致をもって決定するように努めなければならない。ただし、全会一致による決定が著しく困難な場合は、委員長を除く出席委員による採決で決定することができるものとする。さらに採決で同数の場合は、委員長の意見により決定するものとする。

2 委員が関係する「人を対象とする研究」の研究計画に係る審査及び議決については、当該委員は参加することはできない。この場合、当該委員は前項の出席委員に含めないものとする。